

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141内線3852)

指摘事項	措 置 状 況
<p>1 適正な財務会計事務の執行について ア 地方自治法第208条第1項は、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」と規定し、同法施行令第142条第1項第3号では、地方交付税、地方譲与税、交付金、負担金、補助金、地方債その他これらに類する収入及び他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度を会計年度所属区分とする旨規定している。 したがって、令和2年度で調定するのであれば、令和3年3月31日までにを行う必要がある。 また、岐阜市会計規則第32条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、歳入の所属年度及び歳入科目に誤りがないかどうか等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。 しかしながら、小学校トイレ改修ほか2件の学校施設環境改善交付金に係る国庫支出金について、令和元年度からの繰越調定で収入すべきところ、令和2年度に新たに調定をし、当該調定で収入していた。さらに、その調定は会計年度の期間を過ぎた令和3年4月5日が調定日となっていた。</p>	<p>歳入調定処理を行う際には、歳入の所属年度、歳入科目及び調定日等について複数人による確認を行うこととした。 また、歳入繰越に係るマニュアルを作成し、適正な事務が行えるようにした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141内線3852)

指摘事項	措置状況
<p>イ 岐阜市会計規則第41条第1項は、納入通知書を発した歳入金は、会計管理者、現金出納員又は現金取扱員において直接現金を収納することができない旨規定している。</p> <p>また、地方自治法施行令第168条の5は、「指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。」と規定しており、本市においては、「速やかに」を「原則としてその日中（即日の払込みが困難な場合は、金融機関の翌営業日）」と解して運用している。</p> <p>しかしながら、放課後児童クラブ事業に係る実費負担額2件（納入義務者1人）について、納入通知書を発しているにもかかわらず、直接現金を収納したうえ、収納した日の翌々営業日に入金していた。</p>	<p>法令規則等の理解不足に起因するものであったため、岐阜市会計規則第41条第1項及び地方自治法施行令第168条の5の内容について、社会・青少年教育課、放課後児童クラブ職員を含め教育委員会内で周知し、共通理解をした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141内線3852)

指摘事項	措 置 状 況
<p>ウ 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、教育政策課、学校指導課（教育研究所を含む）、学校安全支援課、加納幼稚園、岐阜東幼稚園、岐阜市岐阜中央中学校給食共同調理場ほか4か所、科学館及び社会・青少年教育課（放課後児童クラブを含む）では、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。</p> <p>また、小中学校及び特別支援学校を納品先とした物品の納入では、市職員ではない学校事務職員及び教員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。</p> <p>さらに、令和2年5月に納品を受けた物品について、納品確認が不十分であったため再度納品を依頼し、追加購入する事案が発生していた。</p>	<p>教育委員会内の各課においては物品取扱員による検収を徹底した。</p> <p>また、各学校等に納品される物品については、関係課と協議の上、対応を検討する。</p>
<p>エ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、社会・青少年教育課及び科学館が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあった。</p> <p>今後は、地方自治法、地方自治法施行令、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。</p>	<p>岐阜市物品管理規則に従った備品手続について、指定管理者へ再通知した（社会・青少年教育課）</p> <p>平成25年3月12日に文書管理システムにおいて廃棄処分の決裁がなされ、施行日である平成25年3月14日に備品管理システムの廃棄処理を行うべきところ、失念していた。令和4年1月13日備品管理システムにおいて廃棄処理済。（科学館）</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141内線3852)

指摘事項	措 置 状 況
<p>2 公印の管理について 岐阜市教育委員会公印規則第5条は、「公印保管責任者(学校長)は、公印保管の責めに任じ、かつ、その使用を適切に行うため必要な処置を講じなければならない。」と規定している。 しかしながら、東長良中学校において、学校印(方21)について適正に保管されておらず、平成28年度以降二度にわたり紛失していた。 今後は、岐阜市教育委員会公印規則を遵守し、公印を適正に保管するよう指導されたい。</p>	<p>学校長が異動する際には事務引継書及び物品引継書にて公印の引き継ぎを行い、適正な管理をすることとした。 また、今回紛失した学校印(方21)については、各学校へ調査したところ、使用頻度が少なく他での代用が可能なため、教育委員会公印規則を改正し、廃止した。</p>
<p>3 交通事故の防止について 令和2年4月から令和3年11月までの間に、公用車の後退時における事故が2件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。 後退時の安全確認の励行について指導されたい。</p>	<p>公用車の後退時に同乗者がいる場合は、必ず1名が降車し、後方確認及び誘導を行い、交通事故の防止に努めるよう改めて指導した。</p>
<p>4 事故の防止について 令和2年9月28日、華陽小学校敷地内での除草作業中に飛び石が発生し、駐車場に駐車してあった車両に対する物損事故が発生した。 飛び石による物損事故については、令和元年度の定期監査においても同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルを遵守し、作業前の安全確認や防護対策の措置を図るなど、安全管理を徹底されたい。</p>	<p>草刈作業手順マニュアルについては、草刈作業時の安全管理や労働災害等の未然防止のため、毎年4月に開催している校務員全体研修会で配布し、注意喚起を行っている。 令和4年度は、校務員全体研修会(4月21日開催)において、当該マニュアルを遵守するよう、周知徹底を図った。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141内線3852)

指摘事項	措 置 状 況
<p>5 会計年度任用職員に関する事務について</p> <p>ア 雇用保険法第6条は、この法律の適用除外を規定しており、第1号に1週間の所定労働時間が 20 時間未満である者である。</p> <p>しかしながら、令和2年5月1日に雇用を開始したパートタイム会計年度任用職員の1週間の労働時間は15時間であり、雇用保険法第6条の規定により同法の適用除外であるにもかかわらず、2か月分の雇用保険料を徴収していた。</p>	<p>雇用保険手続きマニュアルを確認しやすい場所に保管した。また、適正な事務が行えるよう職員間で情報共有した。雇用保険の手続きの際、雇用管理をしている庶務担当者に、1週間当たりの勤務時間の見込みについても確認を行い、出勤簿の雇用保険料についての確認を徹底した。</p>
<p>イ 長良小学校の学習指導員(パートタイム会計年度任用職員)の令和2年10月分の報酬について、1日につき3時間勤務とすべきところ4時間勤務とし出勤表を作成したため、10時間分多く支給していた。</p>	<p>事案発生直後の11月24日の校長会、12月9日の教頭会、11月12日の事務職員研修会で、遺漏なく業務を進めるよう、管理職も交えたチェック機能を確立するよう周知徹底した。</p>
<p>ウ 雇用保険法施行規則第7条は、事業主は、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなったことについて、当該事実のあった日の翌日から起算して10日以内に、労働契約に係る契約書等の被保険者でなくなったことの実事及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない旨規定している。</p> <p>しかしながら、平成31年3月に退職したパートタイム会計年度任用職員の雇用保険被保険者資格喪失届を令和3年5月28日に至るまで提出していなかった。</p> <p>今後は、雇用保険法及び雇用保険法施行規則を遵守し、適正な事務執行に努めるとともに、会計年度任用職員に関する事務を組織でチェックする体制の強化に努め、再発防止を徹底されたい。</p>	<p>退職手続きが必要なこと、該当者名簿、手続きの仕方をきちんと引継ぎ事項として明確化した上で前任担当者は後任担当者と係長に引き継ぐようにした。</p>

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会 教育政策課(TEL265-4141内線3852)

指摘事項	措 置 状 況
<p>6 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。 しかしながら、令和3年5月に退職者に送付する雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を、同姓同名の別人に誤って送付していた。 今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。</p>	<p>課内でセキュリティーポリシー研修を実施した。今後は郵送の際に本人と確認できる資料でもって、複数職員による突合を行う体制を整えた。</p>